

江戸川区 指定特定相談支援事業所 各位

福祉部障害者福祉課長

健康部保健予防課長

地域相談支援給付（地域移行支援・地域定着支援）の請求時について

日頃より江戸川区の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、江戸川区内の相談支援事業所のなかには、指定一般相談支援事業者とし地域移行支援・地域定着支援のサービス提供をいただいております。地域相談支援給付費につきましては、各種加算の種類も多岐にわたり、また、緊急時支援加算など個別性の高い状況に依存するものもあります。

それに関して、事業所の皆様におかれましてはサービス提供後に国保連規定の「実績記録票」への記入が義務付けられているところです。つきましては、各事業所からのご請求を円滑に処理するため、地域相談支援給付費の請求の際に以下の書類を各所管係にご提出いただきたく、お願い申し上げます。

▶地域定着支援給付費の請求

- ・体制確保のみの場合...提出不要
- ・緊急対応があった月...「地域定着支援提供実績記録票」および「緊急対応の日時・内容・支援の提供時刻・緊急対応の必要性についての記録（様式自由）」

▶地域移行支援給付費の請求

- ・原則毎月...「地域移行支援提供実績記録票」

▶提出先

身体障害者相談係・愛の手帳相談係・精神保健係の各担当

【問い合わせ・連絡先】

身体障害者相談係	03(5662)0052
愛の手帳相談係	03(5662)0053
精神保健係	03(5661)2465